

医療経済研究機構 研究助成応募に関する FAQ (2024 年度用)

Q 助成対象研究分野について教えてください。

A 募集要項に記載されている5分野になりますが、医療経済及びわが国の医療・介護政策との関係が希薄な研究は審査対象となりません。

Q 海外の医療、介護、診療・介護報酬等に関する研究も対象となりますか。

A 日本の医療政策との関連が明確なものであれば対象となります。

Q 対象者が40歳以下の研究者となっておりますが、いつの時点で40歳以下なのでしょう。

A 募集年度の4月1日時点を目安としております。

Q 「国内研究機関に常勤で勤務する研究者」とは？

A 実質的に国内研究機関に常勤で主に研究活動を実施している研究者であれば応募可能です。選考に際して、身分をお尋ねすることがあります。

Q 国内研究機関とは、民間の研究機関も含むのでしょうか。

A 基本的に日本国内の公的あるいはそれに準ずる研究機関を対象としておりますが非営利研究機関であれば民間の研究機関でも構いません。

Q 40歳超でも大学院に在籍していれば、対象者に認定されるのでしょうか。

A 全日制大学院の修士課程又は博士課程の在籍者、及び専門職学位課程在籍者は年齢にかかわらず、すべての方を対象とします。

Q 対象者の国籍は日本人でないといけないのでしょうか。

A 外国籍の方でもご応募頂けますが、研究計画書は日本語での提出をお願いします。

Q 募集要項・研究計画書の英語版をいただけないのでしょうか。

A 英語版の募集要項等をご用意しておりません。

Q 学会の旅費、英文の校正費用などに、研究助成金を使用していいのでしょうか？

A 基本的には、使途および金額等が「その研究の実施に必要と考えられ、常識的な範囲で妥当」と判断できるものであれば、問題ないと考えております。
なお、学会旅費、英文の校正費用に使途が偏っている場合には、選考に際し助成対象外とする場合があります。

Q 研究助成金を所属研究機関に振り込んで欲しいと会計事務より要請がありますが、対応をお願い出来ますでしょうか？

A 研究助成金は原則、採択者(個人又はグループ)の口座へ振り込みさせて頂いております。但し、資金管理の透明性の面から、所属研究機関によっては、機関が管理する口座への振り込みを規定されている場合があることも承知しております。その場合は、採択後に採択者・所属研究機関担当者とルールを確認の上、対応させて頂きます。

尚、助成金の受け入れ口座が所属機関の寄附金管理口座の場合は、当該助成への応募は出来ません。(但し、所属機関の間接経費を助成金から徴収しない旨を公表している場合はこの限りではありません)

Q 大学等機関の間接経費も助成対象となるのでしょうか？

A 当財団の研究助成金の用途は、採択された研究の為に必要な直接経費に限定されており、所属機関が徴収するオーバーヘッド(助成金に一定割合を乗じて算出する間接経費*)は助成金の対象外です。

*間接経費の主な用途の想定:

事務管理費や従前あるいは共用設備の整備・維持費・光熱水費等

Q 他の助成金との併願は可能でしょうか？ また、重複しての受給は可能ですか？

A 募集時期が重複している他の助成への応募と当機構の研究助成への応募がなされる場合があることは想定しており、併願は可能です。

しかしながら、当機構の研究助成につきましては、同一の研究において、他の助成との重複受給は認めておりません。従って、仮に当機構の研究助成と他の助成の両方から採択の連絡を受けた場合には、どちらか一つをご選択頂くこととなります。

*他の助成の規定として重複受給を認めていても、当機構の研究助成は重複受給を認めておりませんのでご注意ください。

Q 「研究助成の成果物の一つである最終報告書」と「今後実施予定の論文投稿」は二重投稿にあたりませんか？

A 最終報告書は、研究助成の成果物として当機構で保存するものであって、公表は致しませんので、二重投稿にはあたりません。

Q 提出様式の「3. 共同研究者」の分担割合という項目には、各人のエフォートを記載すれば良いのでしょうか？

A 当該研究のワークロードを100%とし、それを申請者及び共同研究者間でどのように配分しているかをご記載頂下さい。(つまり、合計が100%となります)。

研究者エフォート記載欄は別途、研究計画書の「12. 研究者エフォート」に記載下さい。

Q 郵送での申請は受け付けていますか？

A 申請受付は、メール添付でのご提出のみ受け付けております。共同研究同意書は共同研究者の署名捺印入りのPDFにて、その他の様式はWORDファイルにて、下記メールアドレス宛てに期日厳守でのご提出をお願い致します。

申請受付メールアドレス: grant@ihp.jp

Q このFAQ だけで疑問が解決しない場合の問い合わせ先を教えてください。

A 問合せ窓口(grant@ihp.jp) へメールください。電話での問い合わせは受け付けておりません。